

世田谷区最低制限価格制度要領

平成 26 年 3 月 20 日

25 世経理第 919 号

(目的)

第 1 条 この要領は、世田谷区が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により工事若しくは製造その他の請負に関する契約を締結しようとする場合において、不正な低価格入札を防止し、適切な履行を確保するため、世田谷区契約事務規則（昭和 39 年 3 月世田谷区規則第 4 号。以下「規則」という。）第 29 条及び第 30 条第 1 項の規定に基づく最低制限価格を定める制度（以下「最低制限価格制度」という。）並びに第 29 条及び第 30 条第 4 項の規定に基づく最低制限価格（以下「変動型最低制限価格」という。）（以下「最低制限価格」「変動型最低制限価格」を併せて「最低制限価格等」という。）を定める制度（以下「変動型最低制限価格制度」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 最低制限価格制度の対象とする契約は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

- (1) 1 件予定価格 5,000,000 円以上 100,000,000 円未満の建築工事請負契約
- (2) 1 件予定価格 3,000,000 円以上 100,000,000 円未満の建築工事以外の工事請負契約
- (3) 1 件予定価格 2,000,000 円以上の建築設計、土木設計、設備設計、測量又は地質調査の業務委託契約
- (4) 前各号のほか、契約担当者（規則第 2 条第 2 項に定める契約担当者をいう。以下同じ。）が指定した契約

2 変動型最低制限価格制度の対象とする契約は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

- (1) 1 件予定価格 500,000 円超の建物清掃、公衆トイレ清掃、造園、計画策定支援、医療関係検査・調査業務、土木関係調査・点検業務、データ入力作業、電話設備の設置・保守、撮影、情報処理業務、翻訳・通訳の業務委託契約のうち契約担当者が指定した契約
- (2) 前号のほか、契約担当者が指定した契約

3 前各項の規定にかかわらず、契約担当者が契約の性質上最低制限価格等を定めることが適当でないと認めるときは、最低制限価格等を定めないことができる。

(最低制限価格の算定方法)

第 3 条 最低制限価格は、予定価格の 100 分の 75 から 100 分の 92 までの範囲内において、別表に定める算定方法により、契約担当者が定めるものとする。

- 2 別表に定める算定方法により算定した額が、予定価格に 100 分の 92 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 100 分の 92 を乗じて得た額とし、予定価格に 100 分の 75 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 100 分の 75 を乗じて得た額とする。
- 3 別表に定める算定方法により難しい場合にあっては、第 1 項に規定する範囲内において、予定価格に契約担当者が定める割合を乗じて得た額とする。

(変動型最低制限価格の算定方法)

第 4 条 変動型最低制限価格は、前条の規定にかかわらず、次に定める算定方法により、契約担当者が定めるものとする。

- (1) 入札参加者のうち入札が無効となる者、入札額が予定価格を超える者及び入札額が予定価格に対して 10 分の 1 以下になる者を除いた参加者数（以下「有効参加者数」という。）に 10 分の 6 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を求め、その数を算定数とする。
- (2) 入札金額の低いものから算定数分の入札について、その平均額を求め、その額に 10 分の 8 を乗じて得た額を変動型最低制限価格とする。

2 前項の規定に関わらず、有効参加者数が3に満たないときは、予定価格に10分の6を乗じて得た額を変動型最低制限価格とする。

(最低制限価格情報等の取扱い)

第5条 契約担当者は、最低制限価格等を定めたときは、最低制限価格等を定めたことを競争入札の公告又は競争入札の参加者への通知等において明示するものとする。

2 最低制限価格等は、非公表とする。

3 最低制限価格等は、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）第7条第1項第6号ロの規定に定める非開示情報とする。

(最低制限価格等の適用)

第6条 最低制限価格等を下回る額を入札した者は、落札者とししないものとする。

2 最低制限価格等を下回る額を入札した者は、当該競争入札の再度入札において参加させないものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、財務部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要領は、施行日以後の公告又は指名に係る競争入札による工事若しくは製造その他の請負に関する契約について適用し、施行日以前の公告又は指名に係る競争入札による工事若しくは製造その他の請負に関する契約については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月20日26世経理第869号）

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の世田谷区最低制限価格制度要領の規定は、施行日以後の公告又は指名に係る競争入札による工事若しくは製造その他の請負に関する契約について適用し、施行日以前の公告又は指名に係る競争入札による工事若しくは製造その他の請負に関する契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年1月18日27世経理第765号）

1 この要領は、平成28年1月19日から施行する。

2 改正後の世田谷区最低制限価格制度要領の規定は、施行日以後の公告又は指名に係る競争入札により平成28年4月1日以後に契約を締結する工事若しくは製造その他の請負に関する契約について適用し、施行日以前の公告又は指名に係る競争入札による工事若しくは製造その他の請負に関する契約及び平成28年4月1日以前に契約を締結する工事若しくは製造その他の請負に関する契約については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月6日28世経理第762号）

1 この要領は、平成29年2月15日から施行する。

2 改正後の世田谷区最低制限価格制度要領の規定は、施行日以後の公告又は指名に係る競争入札により平成29年4月1日以後に契約を締結する工事若しくは製造その他の請負に関する契約について適用し、施行日以前の公告又は指名に係る競争入札による工事若しくは製造その他の請負に関する契約及び平成29年4月1日以前に契約を締結する工事若しくは製造その他の請負に関する契約については、なお従前の例による。

附 則（平成30年1月18日29世経理第632号）

1 この要領は、平成30年1月18日から施行する。

2 改正後の世田谷区最低制限価格制度要領の規定は、施行日以後の公告又は指名に係る競争入札により平成30年4月1日以後に契約を締結する工事若しくは製造その他の請負に関する契約について適用し、施行日以前の公告又は指名に係る競争入札による工事若しくは製造その他の請負に関する契約及び平成30年4月1日以前に契約を締結する工事若しくは製造その他の請負に関する契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和 4 年 12 月 28 日 4 世経理第 688 号)

- 1 この要領は、令和 5 年 1 月 10 日から施行する。
- 2 改正後の世田谷区最低制限価格制度要領の規定は、施行日以後の公告又は指名に係る競争入札により令和 5 年 4 月 1 日以後に契約を締結する工事若しくは製造その他の請負に関する契約について適用し、施行日前の公告又は指名に係る競争入札による工事若しくは製造その他の請負に関する契約及び令和 5 年 4 月 1 日前に契約を締結する工事若しくは製造その他の請負に関する契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和 7 年 1 月 17 日 6 世経理第 777 号)

- 1 この要領は、令和 7 年 1 月 17 日から施行する。
- 2 改正後の世田谷区最低制限価格制度要領の規定は、施行日以後の公告又は指名に係る競争入札により令和 7 年 4 月 1 日以後に契約を締結する工事若しくは製造その他の請負に関する契約について適用し、施行日前の公告又は指名に係る競争入札による工事若しくは製造その他の請負に関する契約及び令和 7 年 4 月 1 日前に契約を締結する工事若しくは製造その他の請負に関する契約については、なお従前の例による。

別表 (第 3 条関係)

号	契約区分	最低制限価格
1	建築工事請負契約又は 建築工事以外の工事請負 契約	<p>予定価格のうちの次の額の合計額に 10 分の 9 から 10 分の 10 までの範囲内で契約担当者が定める割合を乗じて得た額とする。ただし、予定価格に有価物売却費又はガス工事費等を含む場合は、当該算定額にその額を加えて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 (4) 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額</p> <p>なお、公共建築工事積算基準 (以下「積算基準」という。) における直接工事費は、直接工事費と現場管理費の一部に相当する額 (以下「現場管理費相当額」という。) により構成されているため、建築工事請負契約又は設備工事請負契約においては、直接工事費の額は積算基準における直接工事費から現場管理費相当額を減じて得た額とし、現場管理費の額は積算基準における現場管理費の額に現場管理費相当額を加えて得た額とする。ただし、積算基準における直接工事費を直接工事費と現場管理費相当額に明確に区分することが困難な場合は、積算基準における直接工事費に 10 分の 1 (昇降設備工事請負契約にあつては 10 分の 2) を乗じて得た額を現場管理費相当額とする。</p>
2	建築設計又は設備設計の 業務委託契約	<p>予定価格のうちの次の額の合計額とする。</p> <p>(1) 直接人件費の額 (2) 特別経費の額 (3) 技術料等経費に 10 分の 6 を乗じて得た額 (4) 諸経費に 10 分の 6 を乗じて得た額</p>
3	土木設計の業務委託契約	<p>予定価格のうちの次の額の合計額とする。</p> <p>(1) 直接人件費の額 (2) 直接経費の額 (3) その他原価に 10 分の 9 を乗じて得た額 (4) 一般管理費等に 10 分の 5 を乗じて得た額</p>
4	測量の業務委託契約	<p>予定価格のうちの次の額の合計額とする。</p> <p>(1) 直接測量費の額 (2) 測量調査費の額</p>

		(3) 諸経費に 10 分の <u>5</u> を乗じて得た額
5	地質調査の業務委託契約	予定価格のうちの次の額の合計額とする。 (1) 直接調査費の額 (2) 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 (3) 解析等調査業務費に 10 分の 8 を乗じて得た額 (4) 諸経費に 10 分の <u>5</u> を乗じて得た額